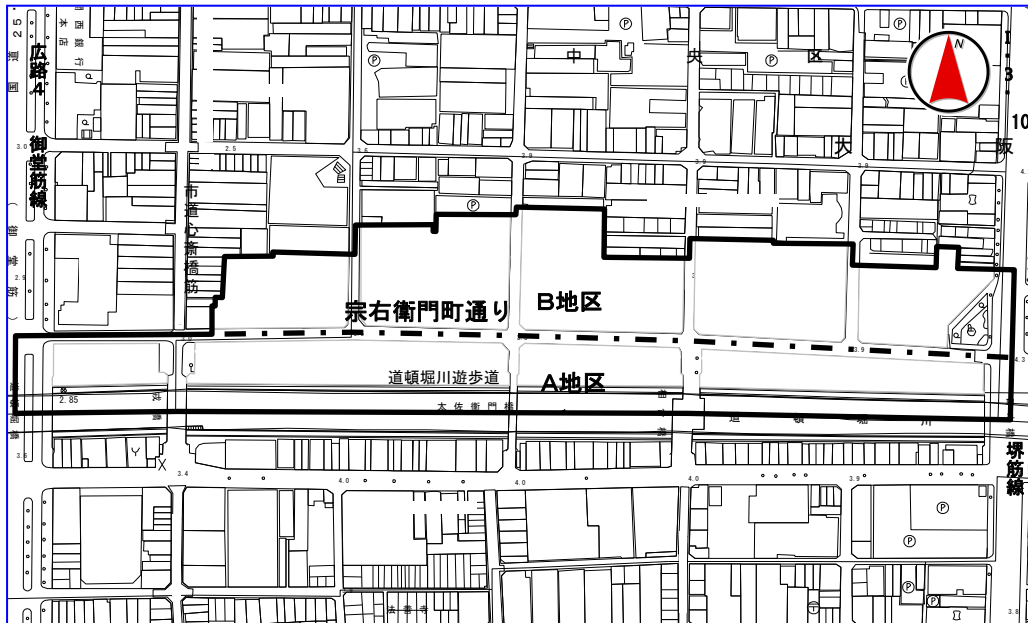


宗右衛門町地区地区計画の概要について

宗右衛門町地域において、「歴史や風情が息づく個性的で格調高い魅力的なまちなみを再生・創造する」ことを目的として、**宗右衛門町地区地区計画**を定めた。（平成22年4月23日決定）

また、宗右衛門町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を定めた。（平成22年5月31日施行・同年12月13日改正）

【地区計画の区域】



建築物の用途の制限（概要）

次に掲げる建築物は建築できません。また次に掲げる用途への変更もできません。

- ・ **A地区**は1階又は地階、**B地区**は1階の部分で事務所、住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの。ただし、当該用途に供する廊下、エレベーター又は階段の用に供する部分を除く。
- ・ 建築基準法別表第2（ほ）項第2号に掲げるもの（**マージャン屋、ぱちんこ屋…その他これらに類するものゲームセンターなど**）
- ・ 建築基準法別表第2（へ）項第5号に掲げるもの（倉庫業を営む倉庫）
- ・ 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（ガソリンスタンドなど）。ただし、自己の使用のための貯蔵及び処理に供するものはこの限りでない。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に掲げるもの（**ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップなどの店舗型性風俗特殊営業**）
- ・ 畜舎

※ 地区計画の区域内においては、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度など用途の制限以外にも様々な制限がある。また屋外広告物等の工作物についても形態や意匠の制限がある。詳細は市ホームページで確認ができる。